



第6章 歴史文化遺産に関する課題と方針

1. 歴史文化遺産に関する現状と課題
2. 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針

1. 歴史文化遺産に関する現状と課題

ここでは、第5章で設定した将来像の実現に向けて、本市の^{れきしぶんかいさん}歴史文化遺産をとりまく現状と課題を基本的な方向性ごとにまとめます。

(1) 歴史文化を学び、未来に伝える人をつくる

— 人づくり —

A 学校教育や社会教育で歴史文化遺産を知る機会が少ない

本市では、これまで歴史文化遺産の活用事業として、郷土資料館での特別展・企画展の実施など、おもに展示イベントを中心に、歴史文化遺産を知る機会を提供してきました。あわせて、展示図録、『大阪狭山市史』、各種報告書を刊行するとともに、市史編さん事業の成果を活かした小学生向けの副読本『おおさかさやまの歴史』、一般向けの市史概要版『大阪狭山の歴史』などを刊行してきました。

学校教育関連事業では、小学校3年生のカリキュラムに対応して、毎年郷土資料館企画展「くらしの道具展」を開催し、市内小学生の見学にあわせて、展示解説や体験学習支援をおこなっています。

また、4年生は、地域を学ぶ学習として狭山池博物館・郷土資料館を見学し、小学6年生では、大阪府教育庁文化財保護課、本市教育委員会による各時代に^{とっか}特化した出前授業を実施しています。

しかし、これら学校と^{れんけい}連携した事業は、市域全体を取り扱った内容であり、必ずしも各学校が所在する地域の歴史文化を知るカリキュラムではありません。

また、児童・生徒・学生が、継続的に地域の歴史文化に触れる機会が少なく、機会を増やす必要があります。

このため、学校教育の各場面で、学校が所在する地域の歴史文化遺産と関連付けた説明ができるような資料の整理をおこなうとともに、それを活用した取組みがおこなえるよう学校との連携を強化することが重要です。

社会教育においては、歴史文化遺産に興味・関心を持つ人が学び、より深く知る機会は提供できており、今後も継続していくことが必要です。一方で、新たに興味・関心を呼びおこす機会が少ない状況です。

このため、社会教育の面においても、これまでの学ぶ機会を継続し、知る機会を増やすことが必要です。



図1 大阪府による小学校での出前授業



図2 文化財保護審議会委員による解説(狭山池博物館にて)



図3 さやりん Base (狭山池交流拠点)

- A-1 児童・生徒・学生が地域の歴史文化に継続的に触れる機会を作ることが必要
- A-2 学校との連携を強化することが必要
- A-3 地域の歴史文化を知るためのカリキュラムが必要
- A-4 新たに興味・関心を呼びおこす機会を増やすことが必要
- A-5 社会教育で、歴史文化に興味・関心を持つ人が学び、より深く知る機会を継続することが必要

B 地域で歴史文化遺産を活用する人が少ない

行政がおこなう歴史文化遺産と関係する事業は、文化財担当以外が担う場合が多くあります。歴史文化遺産の価値を損なわず、磨き上げ、活用することは、その周辺環境を含め地域全体、ひいては本市全体の付加価値を高めることにつながります。そのためにも、歴史文化遺産の価値を正しく理解し、活用できる人材を増やすことが必要です。

市内では、歴史街道の保全活動や市内の歴史文化遺産を案内する市民グループが活動しています。また、地区の自治会の中には文化財委員を置き、「郷土誌」を継続刊行しているところもあります。

このほか、狭山池博物館・郷土資料館では、平成13年(2001)の開館当初から歴史文化遺産を活用する博物館ボランティアを育成してきました。平成21年度(2009)から実施している大阪府・大阪狭山市・狭山池まつり実行委員会(市民団体)の三者協働運営においても、市民団体主体でボランティアを育成しています。来館者支援や企画展の開催、ウォーキングイベントの実施など、精力的に活動し、博物館の満足度向上にも寄与しています。

ただし、博物館ボランティアの活動は、おもな活動の場が博物館内と狭山池周辺であるため、史跡狭山池を離れて、市域や市外の関連文化財を対象とする機会はそれほどありません。本市ではこれまで、市の歴史文化遺産全体を対象としたボランティアを育成してきませんでした。市の歴史文化遺産を対象としたボランティア活動に対しての行政の支援は、事業への協力にとどまってきました。



図4 狭山池まつり



図5 狭山池クリーンアクション



図6 初盆の時に供えるラクガン



図7 地蔵盆（東池尻地区会館内）

史跡狭山池しせきにおいては、狭山池まつり実行委員会が主催する狭山池まつりは、市内最大のイベントとして毎年多くの人でにぎわいます。同団体は、史跡狭山池の清掃活動（クリーンアクション）を毎月実施しているほか、情報発信面でも現地の拠点（さやりんきよてん Base）で活動しています。

しかしながら、本市において歴史文化遺産の活用に関わる人は、狭山池博物館や史跡狭山池にかたよっています。また、史跡狭山池に関しては、狭山池まつりの実施や狭山池博物館・郷土資料館の存在もあり、多くの人に関わる基礎ができていますが、その他の歴史文化遺産については、十分でないのが現状です。

そのため、本市の歴史文化遺産の価値や魅力を理解し、それを多くの人に伝えることのできる、歴史文化遺産に精通したボランティアの活動範囲の拡大が必要です。

一方、日常生活、地域の中においても社会状況や環境の変化により、生活の中にあつた伝統文化や、伝統行事などへの関心が希薄化している現状があり

ます。

歴史的背景を持ち、当たり前のように継続してきた講こうなどの伝統行事が、社会状況の変化によって、中止になった例も多くあります。各家庭でおこなわれてきた元旦やお盆などの年中行事も、姿を消しつつあります。日常生活で使用していた有形の道具類（生活用具）も、使われなくなり放置されたり廃棄されたりしています。

街道の石造物かいどうは、路傍ろぼうにあつて地域の人によって大切に守られてきましたが、忘れ去られて日常的に世話ができなくなった石造物も多く、長年の風雨で損傷してきています。このような状況は、日常生活や地域活動の中にあつた歴史文化遺産を知り、その価値を理解する機会が減少していることに起因しています。

地域の歴史文化遺産を守り伝えるためには、その基盤となる土地や自身の日常生活、地域活動と歴史文化遺産との関係を理解することが重要になります。

- B-1 歴史文化遺産を活用できる人材を増やすことが必要
- B-2 狭山池博物館ボランティアの活動範囲の拡大が必要
- B-3 狭山池関係以外にボランティアの育成をすることが必要
- B-4 日常生活や地域活動と歴史文化遺産との関係を理解することが必要



図8 灯火輪（狭山池まつり）



図9 北条五代まつりへの参加（神奈川県小田原市開催）

C 交流人口増加施策と歴史文化遺産が結びついていない

本市では、人口減少対策として、交流人口の増加策をあげており、その一つとして観光関連施策の充実が必要です。本市では昭和40年代（1965～1974）以降、ニュータウンの開発等による急速な都市化に対応するため、住環境の整備や公共施設の充実、さらには市民文化の振興に力点を置いてきたため、観光客を呼び込むための積極的な手段を講じることはありませんでした。また、転入増加の施策についても、教育や住環境の充実、都市圏へのアクセスを前面に押し出しており、歴史文化遺産の活用とは直接結び付いていません。

市内で来訪者が多い史跡狭山池を中心としたエリアは、文化活動やイベントの場、憩いの場としての活用も多く、年間100万人を超える人が訪れています。また、狭山池博物館へは、国内外からの観光客も多く訪れています。

しかし、史跡狭山池を訪れる理由は様々であり、歴史文化遺産としての価値が十分に活かされているとはいえません。また、狭山池以外の歴史文化遺産が、観光に活用される例はほとんどないのが現状です。

歴史文化遺産の価値や魅力は、交流人口をいざなう資源として活用できます。歴史文化遺産がその土地の資源として、地域住民以外の人に理解され、関連した活動に参加することは、シビックプライド（地域に対する誇り）の形成につながり、ひいては定住人口の増加につながります。

そのためには、狭山池だけではなく、狭山藩陣屋跡や陶邑窯跡群など、市内の歴史文化遺産の知名度を上げることが重要です。歴史文化遺産を活用した体験型事業の実施や地域住民と交流できる機会の創出、対外的なPRの強化などを通じて、交流人口増加施策に歴史文化遺産を結び付ける必要があります。このためには、歴史文化遺産の所有者、所在する地域の協力が必要となります。

- C-1 狭山池以外の歴史文化遺産を資源として活用し、観光振興と結びつけることが必要
- C-2 地域に残る歴史文化遺産の知名度を上げることが必要
- C-3 交流人口増加施策に歴史文化遺産を結びつけることが必要

D 歴史文化遺産の魅力を伝える場が少ない

史跡狭山池は、現役のかんがい用ため池、防災ダムとしての役割を持ち、そして市民や来訪者には、広い水面による開かれた空間、みどりが美しい公園として愛され、利用されています。

「史跡狭山池保存活用計画」策定時のアンケートでは、狭山池にほぼ毎日・週数回・月数回訪れる人が、休日では全体の8割以上、平日でも7割近くという結果が出ています。同じアンケートで、「狭山池が国史跡であることを知っていますか」という設問にも、8割以上の人が「知っている」と答えています。しかし、来訪目的は、ウォーキング、ジョギング、散歩が中心です。休日でも、平日でも全体の8割以上となっています。

年間10万人近くが訪れる狭山池博物館への来訪者の目的も、狭山池の歴史と文化を知る人だけでなく、世界的に有名な建築家である安藤忠雄^{あんどうただお}の建築作品の見学を目的とする人がいます。史跡狭山池には、狭山池博物館・郷土資料館が隣接し、歴史文化遺産の魅力を伝える場として大きな役割を果たしています。

一方で、多くの人が史跡狭山池を歴史文化遺産であると認識しながら、まちの資産として活用し、市民の誇りにつなげることができるといった価値に気づいていません。

これは、博物館以外に、史跡狭山池に史跡の持つ価値を知ることのできる空間が整備されていないことに起因しています。史跡狭山池の持つ価値と魅力のすべてを狭山池博物館の中だけで紹介することはむずかしく、ボランティアや所有者と協力して狭山池の関連文化財の価値と魅力を現地で体感できる場を増やすことが必要です。また史跡狭山池に附^{つきたり}として追加指定された池守田中家旧宅を価値と魅力を体感できる場として一体的に整備していくことが必要です。

他にも、市内には古い意匠^{いしょう}を継承する建造物^{けんぞうぶつ}が多く残りますが、市民にとってはあまりにも身近にありすぎて、歴史文化遺産としての価値が見逃されかねません。

このような、生活空間と密接に関わる身近な歴史文化遺産を、地域に残る資産として認識できるように磨き上げ、魅せる工夫をして価値や魅力を伝え、理解することのできる場の整備が必要です。



図10 狭山池

これには、デジタル技術を活用し、失われた姿や空間を再現することで認識できる場を作り出すことも必要です。

また、来訪者に向けた歴史文化遺産を紹介する案内板は、設置件数も少なく、日本語表記のみのものが多いのが現状です。国内外からの来訪者に、本市と地域の歴史文化遺産の魅力を伝えることのできる、統一感があってわかりやすい案内板などの整備が必要です。

- D-1 史跡狭山池の価値を知る場を増やすことが必要
- D-2 地域に残る歴史文化遺産に対して価値の認識を高めることが必要
- D-3 地域に残る歴史文化遺産を資産として認識できる場を作り出すことが必要

E 歴史文化遺産の保存・活用に広がりがない

近年本市では、狭山池周辺の副池オアシス公園の整備が進み、にぎわいをみせています。また、狭山池の南側の三津屋川沿いに人が往来できるアンダーパスが整備され、ウォークブルシティとしての計画も進められています。



図11 狭山池の南堤に整備されたアンダーパス

しかし、史跡狭山池や狭山池博物館への来訪者が、関連する歴史文化遺産とあわせて周遊することは少なく、それを支える環境もありません。狭山池を中心としたエリアが、本市の歴史文化遺産の活用の中心にあることは変わりません。今後は、規格を統一した歴史文化遺産の案内板設置などをおこない、狭山池を核としながらも、狭山藩陣屋跡や高野街道など、本市の他の歴史文化遺産の価値や魅力を体感できる、場の提供が必要です。そのためには、歴史文化遺産の所有者、所在する地域、関心を持つボランティアなどの関係者と連携することが不可欠です。

また、史跡狭山池に附として史跡指定された「池守田中家旧宅」も個人所有で、内部にある建造物も老朽化のため、見学できません。

地域に残る歴史文化遺産を整備し、資産として活用できる空間にするとともに、その土地の資産として認識できる工夫が必要です。その上で、市域にある多くの歴史文化遺産をつなぎ、本市の魅力として活用していくことが大切です。

E-1 価値や魅力を体感でき資産として活用できる場が必要

E-2 歴史文化遺産の活用につながりを作ることが必要

F 自然災害・防犯などへの対策がとられていない

令和5年（2023）6月、市内の文化財を所有する寺院で火災が発生し、本堂が焼け落ちる被害がありました。所有していた文化財の所在が不明になりました。この火災では、建物の端にあり焼け残った物入れの中から文化財が運び出されていたという連絡が入り、所在を確認することができました。

火災以外にも、文化財調査に訪れた旧家の土蔵が、窃盗の被害に遭っていたこともありました。土蔵などに保管されている器物は、日常生活で使うことなく、所蔵者でも確認する機会が減ってきています。

近年は全国各地で、地震や集中豪雨などの自然災害が頻繁に起こっています。本市でも、平成30年（2018）9月4日に近畿地方に接近した台風21号により、歴史文化遺産の建造物が受けた被害は甚大でした。しかし、広域で発生していた大規模災害であったため、応急措置の対応を依頼できる事業者が見つからないという相談が所有者から入りました。

歴史文化遺産を守り、次世代に継承するためには、文化財レスキューなどの取組みや、火災や盗難などを未然に防ぐための方策が必要です。

あわせて、本計画を「大阪狭山市地域防災計画」に反映し、地域住民らが地域の文化財などを守



図 12 池守田中家旧宅（主屋）



図 13 東池尻地区の防災訓練

るしくみを整えることも大切です。

文化財愛護週間や文化財防火デーにあわせて地域の防災訓練を継続するとともに、市民の文化財防災についての意識を高めるため、学校教育や社会教育の場においても、歴史文化遺産は地域にとって大切なものであるということを学ぶ取組みが必要です。

F-1 災害や犯罪などの滅失の危機から、歴史文化遺産を守るための方策が必要

(3) 歴史文化遺産を支える基盤を整える — しくみづくり —

G 歴史文化遺産を継承するためのしくみが整っていない

本市では、これまで町史編さんや市史編さん、郷土資料館での展示、狭山池改修時の文化財調査、れきぶんこうそう歴史文構想策定など、様々な事業を通して各種文化財を調査してきました。

過去の調査で、建造物・石造物調査は把握調査を実施していますが、彫刻などの美術工芸品や動物・植物・地質鉱物など、把握調査が実施できていないものもあります。せきぞうぶつ古文書などの歴史資料は、こもんじょ『狭山町史』や『大阪狭山市史』の編さんにともない、一定の調査は進んでいます。しかし、いまだ旧家に残り、発見されていないものもあります。また、市内各所で小規模な住宅開発がおこなわれ、開発にともなう埋蔵文化財調査の対象となる地域が多くあるのが現状です。

このように、本市には多くの歴史文化遺産が存在しますが、すべての把握調査や学術的調査はできていません。これらの調査は、歴史文化遺産の保存と活用の基盤となるもので、継続的な調査を通じて、これらの価値を見極めていくことが大切です。

これまで、先祖代々個人で守り伝えてきた、本市の歴史文化を知る上で貴重な歴史文化遺産も、価値観の変化とともに、個人での継承が困難になり、行政での保存・活用を希望し、持ち込まれるケースが多くなってきています。

一方で、情報や価値の継承がなされないまま、なぜそこにあるのかが分からなくなっている歴史文化遺産についての相談件数も増えています。また、過去に調査対象になった個人所有の文化財で、所在が分からなくなっている例が増えています。これは情報や価値の継承ができていないことが原

困です。

文化財は、行政が指定、登録することを通して保護に取り組んできました。しかし、指定や登録を受けていない歴史文化遺産は多く存在し、そのほとんどが行政では保護しきれないのが現状です。

歴史文化遺産の遺棄、滅失を防ぐためには、正確な情報を集め、価値を整理することが必要です。そのためには、正確に情報を継承できるシステムを構築することが重要です。

あわせて、文化財の指定・登録などこれまでの措置を継続することが必要です。管理者が不在あるいは不明確となった歴史文化遺産を、的確に保護・継承できる方策が必要です。

行政の保護に限界がある中で、所有者をはじめ、多くの関係者とともに、歴史文化遺産を次世代に継承するための検討が必要です。

G-1 正確に情報を継承できるシステムが必要

G-2 歴史文化遺産の関係者とともに次世代に継承するための検討が必要

G-3 歴史文化遺産の保存と活用の基盤となる調査の継続が必要

H 歴史文化遺産を活かすしくみがない

本市では、これまで歴史文化遺産の持つ価値や魅力をまちづくり、地域の活性化・魅力向上の手段としてあまり活用してきませんでした。本計画で実施した市民アンケートでも、歴史のあるまちと認識しながら、本市の魅力と感じている点で回答が多いのは「住みやすさ」や「公園や緑地が多くある」となっています。

第五次総合計画でまとめられた、各中学校区のまちづくりの方向性では、地域の魅力向上が必要であり、その手段として歴史文化遺産の活用が提言されています。一方で、各中学校区でまちづくりの課題としている「後継者不足」「高齢化」「世代間交流」の解決方法に、歴史文化遺産の活用は結びついていません。

歴史文化遺産の活用が地域の魅力向上の手段として認識されながら、世代間交流や後継者不足を解決する手段として認識されていないことが考えられます。地域にある課題解決の手段として歴史文化遺産を地域で活用できるようにするためには、歴史文化遺産の価値や魅力の情報を共有できる体制の整備など、歴史文化遺産を活かすしくみをつくる必要があります。

また、より効果的な歴史文化遺産の活用のために、市内だけでなく市外関係機関と連携し、多くの人を巻き込んでいくしくみを構築することが必要です。

H-1 あらゆる関係者が連携できるしくみを増やすことが必要

H-2 市外関係機関と連携し、多くの人を巻き込んでいくしくみが必要



図15 世代間交流の例としての地車曳行の様子（平成8年（1996）茶萯木地区）

I 歴史文化遺産の情報発信が不足している

これまで本市では、市のホームページを利用した活用事業の情報発信、紙媒体でのパンフレット作成をおこなってきましたが、デジタルデータを利用したインターネット上での歴史文化遺産の紹介などはおこなってきませんでした。

現在は本市でも、国のGIGAスクール構想の実現にともない、子どもたちの学びも1人1台の情報端末を利用し、インターネットが活用されています。そして子どもたちだけではなく、社会全体として「情報はデジタルデータとして、インターネットで得る」という方法が定着しています。

このような社会状況の変化に対応して、歴史文化遺産についても、価値や魅力をデジタルデータとして整理し、インターネットを通じて発信することが重要です。これには、利用する資料のデジタルデータの作成が必要です。本市はこれまで過去に撮影した膨大な古文書マイクロフィルムのデータ化をおこない、効率的に利用できるように整備してきました。しかし、それ以外の史資料については、記録保存に必要なデータ化にとどまっておき、動画や3Dといった公開活用が前提のデジタルデータを作成してきませんでした。今後はこういったデータを作成し、歴史文化遺産の価値や魅力を情報発信することが必要です。

情報発信については、ホームページなどのWEBサイトの充実はもちろん、認知度を上げるためには、各種ソーシャルメディアを利用した不特定多数への発信も重要です。そのためには取り扱う情報の信憑性、セキュリティなどのコンプライアンスが遵守できる環境を整えなければなりません。また、データの保全のためのハードディスクの設置や、システム変更にもなう情報の移行に対応できるように物理面・人員体制面での環境の整備も必要になります。

歴史文化遺産をより身近に感じ、その価値や魅力を伝える手段として、紙媒体での発信と併用しながら、社会に対応した情報発信を進め、本市の歴史文化遺産の保存と活用につなげることが大切です。

I-1 歴史文化遺産の、価値や魅力を情報発信することが必要

I-2 社会状況に対応した情報発信が必要

2. 歴史文化遺産の保存と活用に関する方針

先に基本的な方向性ごとに示した現状と課題から導き出した、^{れきしぶんかいざん}歴史文化遺産の保存と活用についての、9の方針を紹介します。

(1) 歴史文化を学び、未来に伝える人をつくる — 人づくり —

A 歴史文化遺産を知る機会を提供する

歴史文化遺産に触れる機会を提供し、興味関心を持つ人を増やします。

学校教育の場では、歴史文化に興味関心がある子どもたちを対象とした「こども歴史塾」の開催を継続するとともに、放課後子ども支援事業と連携した事業を展開し、より継続的に歴史文化の魅力を感じることができる機会を増やします。あわせて、中高生のクラブ活動民間移行にともない、歴史文化と関連したクラブ活動の支援をおこないます。

また、市内小学校への学習支援として実施してきた既存の事業とあわせて、教職員とともに地域の歴史文化遺産を学校現場で活用できるカリキュラムの作成を進め、学校との連携の機会を増やします。

社会教育の場では、歴史文化を学ぶ事業を継続する一方で、歴史文化の魅力に触れる機会が少ない人を対象にし、興味・関心につながるような機会の提供を増やします。

- A-1 児童・生徒・学生が、歴史文化遺産の魅力を感じることができる機会を増やす
- A-2 学校との連携の機会を増やす
- A-3 学校現場で、歴史文化遺産を活用できるカリキュラムを作る
- A-4 新たに歴史文化遺産に興味を持ってもらう機会を増やす
- A-5 学ぶ機会の提供を継続する



図 16 こども歴史塾での工作教室



図 17 狭山池歴史ウォーク

B 歴史文化遺産を活用する人を増やす

れきしぶんかいさん
歴史文化遺産を活用するためには、まず価値と魅力を知り、理解することが必要となります。「そこにある」と存在だけを認識している状態から、一歩進んで「そこにある理由」を知ることによって、より歴史文化遺産を身近に感じ、地域での活用につなげることができます。

これまで、狭山池博物館を中心におこなわれてきたボランティア育成は、様々な成果をあげてきました。この活動が継続・拡大できるように支援します。

また、市内各所でおこなわれてきた歴史文化遺産と関係したボランティア活動や、地域活動などの市民の主体的な事業は、歴史文化遺産の次世代への継承につながっています。それらの活動が実は、歴史文化遺産の保存・活用でもあり、地域の資産の保護となることを関係者に伝え、活動の価値の認識につなげ、地域の魅力として発信する人材を育成します。同じく、行政でも歴史文化遺産を活用できる人材を増やします。

B-1 歴史文化遺産を活用できる人材を増やす

B-2 ボランティア活動の継続と拡充支援

B-3 多様な歴史文化遺産とつながる活動の機会を提供する

B-4 市民による自主的な活動を支援し、日常生活や地域活動と歴史文化遺産との関係の理解を高める



図 18 狭山池池底ツアーの様子

C 歴史文化遺産を観光振興に活かす

市内に残る歴史文化遺産を、交流人口増加を目的とした観光関連事業につなげます。

関連事業を実施するためには、行政内部の関係機関が連携し、一体的に事業を進めていく必要があります。また活用には、歴史文化遺産の所在する地域との連携、所有者の協力が不可欠です。

そのためには、事業の実施とあわせて歴史文化遺産の認知度をあげるための啓発物品などを活用するとともに、波及効果のあるダムカード（狭山池ダム）やマンホールカードの配布を継続し、歴史文化遺産と来訪者とを結びつけて活動できる人を増やします。

C-1 歴史文化遺産を観光関連事業につなげる

C-2 歴史文化遺産の知名度をあげる

C-3 交流人口増加施策と歴史文化遺産を結びつける

(2) 歴史文化遺産の魅力を伝える、活かせる場をつくる — 場づくり —

D 歴史文化遺産の魅力を伝える場を増やす

史跡狭山池しせきさやまいけの歴史的価値と魅力を体感できる場として、附つけたりとして追加指定された池守田中家旧宅いけもりたなかけきゆうたくの保存活用計画を作成し、保存と活用を進めます。狭山池を中心に市内の歴史文化遺産の活用を進めてきたボランティア活動を継続し、地域に残る歴史文化遺産の認識を高めます。

また、歴史文化遺産の普及啓発を目的とした事業を継続するとともに、所有者が、みずから歴史文化遺産の価値を知り、認識することができる場を増やします。

- D-1 狭山池の価値と魅力を体感できる場として、史跡池守田中家旧宅の保存・活用を進める
- D-2 地域に残る歴史文化遺産の価値や魅力を伝え活用することで認識を高める
- D-3 地域の中で、歴史文化遺産を認識できる場を増やす

E 地域に残る歴史文化遺産を結びつけ保存・活用する

史跡狭山池に来訪した人や、本市の歴史文化遺産に興味を持つ人が、その価値や魅力を体感できる場として、附として追加指定された池守田中家旧宅の整備を進めます。あわせて、各地区に残る歴史文化遺産を、つなげて所有者など関係者と活用できるように認識できる機会と場を増やします。

- E-1 史跡池守田中家旧宅の保存・活用に向けた整備を進める
- E-2 歴史文化遺産を認識し、つなげられる場を増やす

F 防災・防犯の対策をとる

防災・防犯の対策をとり、有事の際に対応できるような情報を関係者と共有し、歴史文化遺産とその周辺環境を守ります。そのために、地域の防災訓練の継続など啓発活動を継続し、意識の醸成を進めます。

- F-1 防災・防犯の対策をとり、歴史文化遺産とその周辺環境を守る



図 19 カラー舗装を施し、プレートが埋め込まれた中高野街道

G 歴史文化遺産の情報を集め、継承できるしゅくみを構築する

歴史文化遺産の遺棄、滅失を防ぐために情報の収集、整理、共有と、現状に対応するための措置をおこないます。

歴史文化遺産の情報とは、歴史文化遺産の所在、歴史的価値、状態や保管状況、維持管理体制、活用の状況などのほかに、取り巻く諸問題も含む多方面の情報を意味しています。

これからの保存・活用に向けた取組みの基礎として、正確な情報を集め、整理し、関係者と共有することが必要です。集めた情報を所有者や関係者と共有する際に、必要な情報を効率的に利用できるしゅくみを整えるため、情報の整理を進めます。

また、遺棄、滅失の危機に直面している歴史文化遺産に対応するための保護の措置をおこないます。従来通り、価値の定まった歴史文化遺産については指定・登録の措置を進め、所有者による保存が難しくなった歴史文化遺産については、寄贈・寄託の受け入れを検討します。また、歴史文化遺産の状態に応じて、国庫補助金等を利用して、継承するための修理等の措置を検討します。未指定文化財については、多くの人の協力を得ながら保護する方策を検討します。あわせて、歴史文化遺産を保護するための施設として、特別収蔵庫の整備を進めます。

さらに、基礎となる各種文化財調査を継続します。このうち、把握調査については、未調査または調査が不十分となっている絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・有形の民俗文化財についておこないます。

G-1 歴史文化遺産を継承するためのしゅくみを作るため、情報を整理する

G-2 次世代に継承するため、滅失、遺棄などが起こらないよう関係者とともに保護を進める

G-3 歴史文化遺産の保存・活用の基盤となる調査を継続する

H 歴史文化遺産を核としたネットワークを構築する

「歴史文化遺産を核としたネットワーク」とは、歴史文化遺産をともに活用し、ともに保護し、ともに未来に伝えるための、所有者、地域などの関係者と行政がつながるネットワーク、行政内で情報を共有し、活用につなげるためのネットワーク、市内の活動団体、事業所、市民などとのネットワーク、市外の歴史文化遺産で関係を持つ関係機関とのネットワークを意味します。

歴史文化遺産を活かすしゅくみとしてネットワークを構築し、情報を共有できる体制を作ります。また、本市行政だけで歴史文化遺産の保存・活用を進めるのではなく、幅広いネットワークを構築し、多くの関係者が歴史文化遺産を核としてつながることで、より効果的な保存・活用につながるしゅくみを作ります。

H-1 関係者が連携できるしくみとして、情報を共有できる体制をつくる

H-2 市外関係機関との連携をはかる

I 歴史文化遺産の情報発信を強化する

社会状況の変化に対応できるように、歴史文化遺産の価値や魅力をデジタルデータとして整理し、提供できるようにします。

ソーシャルメディアを活用した不特定多数に対する情報発信や、歴史文化遺産の調査成果の公表など、市の魅力としてデジタルデータを活用し、インターネット環境を利用して情報発信を強化します。

また、パンフレットや図録など、手元に残り記憶に残りやすいとされる紙媒体かみばいたいによる情報発信を継続することで、受け取った情報への興味関心が継続できるツールを用意します。

I-1 市の魅力としてインターネット環境を利用して発信する

I-2 紙媒体での発信を継続する

